

秋田県再造林の促進に関する条例の概要

前文

日本三大美林の一つに数えられる秋田スギを有する本県は、先人の努力により造成された豊かな森林に恵まれ、「森と木の国秋田」と呼ぶに相応しい風土や文化、産業を育んできた。

(中略)

百年先を見据え、森林資源の循環利用と多面的機能の発揮を継続していくためには、利用期を迎えた森林を木材として適切に活用するとともに、かつての秋田藩の家老渋江政光の遺訓「国の宝は山なり、然れども伐り尽くす時は用に立たず、尽きざる以前に備えを立つべし、山の衰えは即ち国の衰えなり」の理念の下、林業関係者はもとより全ての県民が一体となって再造林を促進することが不可欠である。

再造林の促進に関する基本的な理念を明らかにし、その総合的かつ計画的な推進により、県民のかけがえのない財産である森林を未来へ引き継ぐため、この条例を制定する。

目的（第一条）

再造林の理念等を定め、

森林資源の循環利用

多面的機能の持続的発揮

かけがえのない財産である森林を未来へ引き継ぐ

基本理念（第三条）

再造林の意義への理解促進

関係者の適切な役割分担と連携

循環利用の効率化と収益性の向上

担い手の処遇と労働環境の改善

関係者の責務と役割分担（第四～九条）

県 総合的な再造林施策の実施

情報共有

市町村 地域の特性を踏まえた再造林施策の実施

施策への協力

森林所有者

再造林への積極的な取組

県民

再造林の意義への理解

関係事業者

事業活動を通じた再造林の推進

山林種苗事業者

優良な種苗・苗木の安定供給を通じた

木材産業事業者

県産材の適切な活用・木材産業の振興を通じた

林業経営体

・再造林の推進 ・造林地の集積 ・伐採者との連携
・市町村との連絡調整

基本施策（第十～十五条）

気運の醸成

再造林を推進する気運の醸成

体制の整備

再造林に必要な情報を共有する体制整備

効率化の推進

・造林地の集積 ・低コスト省力技術の普及定着

再造林を支える担い手の確保

・担い手の処遇・労働環境の改善
・再造林に「取り組む」「協力する」林業経営体への支援

財政措置

再造林施策実施のための財政措置

他条例との連携

林内路網の整備の促進に関する条例・木材利用促進条例